

建築仕上診断技術者資格制度実施要領

平成 元年制定

平成 8年改正

平成11年12月改正：更新登録における在宅学習レポートの追加

平成13年10月15日改正：所在地の変更（日比谷→大手町）

平成17年 9月 1日改正：

資格抹消の廃止（有効期限満了後1年後のみの更新再登録可とすることを廃止）

平成22年10月20日改正：

協会名称変更（公益社団法人ロングライフビル推進協会）、

所在地の変更（大手町→浜松町）他

平成26年2月24日改正：登録者名簿関係を変更

目次

第1編 総則	第1条 ~第9条
第2編 講習	第10条 ~第41条
第3編 登録	第42条 ~第52条
第4編 更新講習等	第66条 ~第88条
第5編 雑則	第89条 ~第92条

第1編 総則

第1章 基本事項

(主旨)

第1条 この実施要領は、公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）が実施する建築仕上に対する総合的な知識と診断手法に精通する建築仕上診断技術者の資格制度に関し、必要な事項を定める。

(建築仕上診断技術者資格制度)

第2条 建築仕上診断技術者の資格制度は、建築仕上診断技術者資格取得講習（以下「講習」という。）、建築仕上診断技術者登録（以下「登録」という。）及び建築仕上診断技術者更新講習（以下「更新講習」という。）により構成される。

(建築仕上診断技術者の役割及び称号の付与)

第3条 建築仕上診断技術者は、建築仕上の劣化の現状について診断を実施し、的確な現状分析、要因分析及び将来予測を行うとともに、結果に基づき、補修又は改修についての提言を行う。

2 協会会長（以下「会長」という。）は、講習を修了し、かつ、登録を受けた者に、建築仕上診断技術者の称号を付与する。

(資格者講習実務実施の基本方針)

第4条 講習、登録及び更新講習の事務（以下「資格者講習事務」という。）は、この実施要領により、厳正、かつ、公正に実施するものとする。

(資格者事務を行う事務所)

第5条 資格者事務を行う事務所は本部を東京都港区浜松町におく。

(資格者事務を行う時間及び休日)

第6条 資格者事務を行う時間は、休日を除き、午前9時15分から午後5時30分までとする。

2 講習及び更新講習（以下「講習等」という。）の実施日における資格者事務を行う時間は、講習等の事務については前項の規定に関わらず、講習等の実施に必要な時間とする。

3 第1項の休日は、次の通りとする。

- 一 土曜日及び日曜日

- 二 国民の祝日（その日が日曜日に当たるときは、その翌日）
- 三 年末及び年始（12月29日より1月3日まで）
- 四 その他、特に本協会が定める日

（資格者事務を担当する者）

第7条 資格者事務は、協会の役員及び職員並びにこの実施要領により選任された委員（以下「協会役員等」という。）が実施する。

第2章 建築仕上診断技術者制度委員会

（建築仕上診断技術者制度委員会）

第8条 建築仕上診断技術者制度、資格者事務に関する基本的な事項について、審査を行わせるために、協会に建築仕上診断技術者制度委員会（以下「制度委員会」という。）をおく。

- 2 会長は、制度委員会において審査された結果を尊重するものとする。
- 3 制度委員会は、委員10名以内をもって組織する。
- 4 制度委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（建築仕上診断技術者制度委員会委員）

第9条 前条第3項の委員は、建築物及び建築仕上診断（以下「診断」という。）について学識経験を有する者のうちから、会長が選任する。

第2編 講習

第1章 講習の方法

（講習の方法）

第10条 講習は、テキストによる講義及び修了考査により行う。

- 2 前項の講義及び修了考査は、建築仕上の診断基礎知識、診断総論、診断各論、診断に基づく措置・対策概論等に対する必要な知識について行う。
- 3 前2項に規定するもののほか、講習の実施形式、分野その他講習の方法については、会長が別に定める。

(講習の開催回数)

第11条 講習は、年1回以上行う。

(講習の開催時期)

第12条 講習は、10月から3月頃の間に行う。

(講習の開催日数)

第13条 講習は、各回3日間とする。

(講習の開催場所)

第14条 講習は、全国2カ所以上で行う。

第2章 受講資格

(受講資格)

第15条 講習は、別表1に該当する者でなければ、これを受けることが出来ない。

2 前項に掲げる受講資格の認定の方法その他受講資格に関する細目は、会長が別に定める。

第3章 講習実施計画等

(講習実施計画)

第16条 会長は、講習日時、講習地、受講申込書の受付方法及び受付期間その他講習の実施に関する事項を定めた講習実施計画を作成するものとする。

(講習の案内)

第17条 会長は、講習実施計画を定めたときは、速やかに、講習実施計画のうち必要な事項について、広く周知するため、適当な方法で公表するとともに、講習案内書を作成し、講習を受けようとする者に配布する。

第4章 受講申込書の受付等

(受講の申し込み)

第18条 講習を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真その他必要な書類を貼付した受講申込書（様式は、会長が別に定める。）に、次に掲げる書類を添え提出しなければならない。

- 一 会長の定める様式の診断実績報告書
- 二 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 三 会長が別に定める書類又はこれに代わる書類

2 受講申込書には、希望講習日時及び希望講習地を記載させるものとする。

(受講申込書の受付)

第19条 受講申込書は、原則として、郵送により受け付ける。

(受講申込書の審査、受理)

第20条 受講申込書を受け付けたときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- 一 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること。
- 二 必要な書類が添付されていること。
- 三 第15条第1項各号に該当する者であること。
- 四 第40条に規定する受講手数料等の納付がなされていること。

2 前項の審査は、受講申込書及び添付書類により行うものとする。

3 第1項の場合において、受講申込書又は添付書類に不備を認めるときは補正させる。ただし、補正の余地のないとき又は受講資格を有しないと認められるときは、受理できない理由を説明して受講手数料等を受講申込者に返還する。

4 前項の場合において、受講手数料等を返還するときは、会長は、受講資格の審査に係る費用及び受講手数料等返還に係る費用に相当する金額を控除する。

5 前2項の細目は、会長が別に定める。

(受講資格の審査に関する基準)

第21条 受講資格の審査に関する基準は、会長が別に定める。

(受講申込書の処理)

第22条 会長は、受講申込書を受理したときは、速やかに、次の処理を行うものとする。

- 一 講習日時、講習会場及び受講番号を確定する。

二 受講票を交付する。

2 前項第1号の講習日時及び講習会場は、原則として、第18条第2項による希望講習日時及び希望講習地に基づくものとする。ただし、一の講習日時及び講習地に受講を希望する者が過度に集中した場合又は極端に少ない場合には、会長は、別に定める方法により処理することができる。

(講習日時等の変更)

第23条 講習日時及び講習会場の変更は、原則として認めない。

第5章 認定委員会

(認定委員会)

第24条 講習の受講資格、修了者の決定、登録の抹消に関する審査を行わせるため、協会に認定委員会をおく。

- 2 認定委員会は、委員10名以内をもって組織する。
- 3 認定委員会の構成その他必要な事項は、会長が別に定める。

(認定委員)

第25条 認定委員は、診断について学識経験を有する者のうちから、会長が選任する。

- 2 認定委員は、その職務の執行に当たって、厳正、かつ、公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 会長は、認定委員が次のいずれかに該当する場合は、当該認定委員を解任するものとする。
 - 一 職務上の義務違反その他認定委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

第6章 講習委員会等

(講習委員会)

第26条 講習に係るテキスト及び修了考査問題の作成、修了考査答案の採点、更新講習テキストの作成等を行わせるため、協会に講習委員会をおく。

- 2 講習委員会は、講習委員10名以内をもって組織する。
- 3 講習委員会の構成その他必要な事項は、会長が別に定める。

(講習委員)

第27条 講習委員は、講習科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、講習委員としてふさわしい者のうちから、会長が選任する。

2 講習委員は、その職務の執行に当たって、厳正、かつ、公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 会長は、講習委員が次のいずれかに該当する場合は、当該講習委員を解任するものとする。

- 一 職務上の義務違反その他講習委員としてふさわしくない行為があったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(テキスト等の作成)

第28条 講習に係るテキスト、修了審査問題及び修了審査答案の採点基準の作成の基準は、会長が別に定める。

2 講習委員会は、前項の基準に基づき、講習に係るテキスト、修了審査問題及び修了審査答案の採点基準の作成を行うものとする。

3 講習に係るテキスト及び修了審査問題の作成並びに修了審査答案の採点の細目は、必要に応じ、講習委員会が定める。

(修了審査問題等の取り扱い)

第29条 修了審査問題、修了審査答案の印刷、運搬及び保管は、会長が別に定めるところにより確実に秘密を保持できる方法により行う。

第7章 講習の実施等

(講師)

第30条 会長は、講習の講義を行わせるため、講習科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、講師としてふさわしい者のうちから、講師を選任する。

2 講師は、その職務の執行に当たって、厳正、かつ、公正を旨としなければならない。

(講習会場の運営)

第31条 会長は、講習の実施に当たって、講習を厳正、かつ、円滑に行うため、総括講習監理員及び講習監理員を選任し、各講習会場に配置する。

2 総括講習監理員は、講習会場の最高責任者として一切を指揮し、責任をもって講習の実施を監理する。

3 講習監理員は、講習会場における講習の実施、受講者の出席状況の管理、修了問題用紙の配布、回収、整理等を行う。

(講習に関する一般事項)

第32条 講習においては、当該講習に係る受講票を提示しない者は、受講することができない。ただし、総括講習監理員から受講票の再発行を受けた場合はこの限りでない。

(試験中に関する事項)

第33条 総括講習監理員は、講習において不正の行為のあった者に対しては、受講を中止させ退場させる。

2 総括講習監理員は、前項のほか、講習会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受講者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

第8章 修了者の決定等

(出席状況の管理等)

第34条 講義の出席状況の管理及び修了考查答案の採点は、厳正な方法により行うものとする。

2 修了考查答案の採点の結果は、公表しない。

(修了者の決定)

第35条 講習の修了者の決定は、講義の出席状況及び修了考查答案の採点の結果に基づき会長が行う。

2 会長は、前項の決定を行うときは、あらかじめ、認定委員会の意見を聴くものとする。

(修了者の発表等)

第36条 会長は、講習の修了者の受講番号及び合否判定の基準を協会及び協会のホームページに掲示し、本人に修了した旨を通知する。

(受講者の不正行為に対する措置)

第37条 会長は、不正の方法により講習を受けようとした者又は受けた者に対して、当該講習を受けることを禁じ、又はその修了を無効とすることができる。

第9章 講習実施結果の記録及び保管

(講習実施結果の報告)

第38条 会長は、講習を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書をまとめるものとする。

- 一 講習年月日
- 二 講習地
- 三 受講申込者数
- 四 受講者数、修了者数
- 五 受講者名簿、合否判定結果
- 六 修了年月日

第10章 受講手数料等

(受講手数料)

第39条 受講手数料の金額は、会長が別に定める。

(受講手数料等の納付)

第40条 講習を受けようとする者は、受講手数料に消費税額を加えた金額を受講手数料等として納付するものとする。

- 2 前項の払込に要する費用は、受講申込者の負担とする。

(受講手数料等の返還)

第41条 収納した受講手数料等は、次に掲げる場合は返還する。

- 一 協会の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかった場合
 - 二 会長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の返還受講手数料は会長が別に定めるものとする。

第3編 登録

第1章 基本事項

(登録の案内)

第42条 会長は、講習の修了者を発表したときは、登録に関し必要な事項について周知するために、登録案内書を講習の修了者に配布する。

(登録申請の時期)

第43条 登録（第53条の規定による更新の登録及び第55条の規定による再登録を除く。）の申請は、講習の課程を修了した日から3カ月以内に行わなければならない。ただし、会長が、やむをえない事情があると認めた場合はこの限りでない。

(登録の申請)

第44条 登録を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真その他必要な書類を貼付した登録申請書（様式は、会長が別に定める。）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- 一 第48条第1号から第4号に該当しない旨を誓約する書面
- 二 その他会長が別に定める必要な書類

(登録申請書の受付)

第45条 登録申請書は、原則として、郵送により受け付ける。

(登録申請書の審査、受理及び登録の実施)

第46条 登録申請書を受け付けたときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合する場合は受理し、遅滞なく、次条に規定する登録事項を協会に備える建築仕上診断技術者登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録する。

- 一 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること。
 - 二 必要な書類が添付されていること。
 - 三 第43条（更新の登録の場合にあっては第53条、再登録の場合にあっては第55条）の規定に適合していること。
 - 四 第48条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 五 第64条に規定する登録手数料等の納付がなされていること。
- 2 前項の審査は、登録申請書及び添付書類により行うものとする。
- 3 第1項の場合において、登録申請書又は添付書類に不備を認めるときは補正させる。

ただし、補正の余地のないとき若しくは同項第 3 号又は第 4 号に掲げる基準に適合しないときは受理できない理由を説明して登録手数料等を登録申請者に返還する。

4 前項の場合において、登録手数料等を返還するときは、会長は、審査に係る費用及び登録手数料等の返還に係る費用に相当する金額に消費税額を加えた金額を控除する。

5 前 2 項の細目は、会長が別に定める。

(登録事項)

第 4 7 条 登録台帳に登録する登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 現住所
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 登録番号
- 六 登録年月日
- 七 更新の登録及び再登録の年月日
- 八 登録の有効期間が満了する日
- 九 勤務先の名称、所在地、業務実施都道府県、その他会長が別に定める事項

(登録の欠格事由)

第 4 8 条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- 三 建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、2 年を経過していない者
- 四 破産者で復権を得ない者
- 五 第 5 2 条第 3 項に該当することにより登録を抹消され、その抹消の日から 2 年を経過しない者

(登録の有効期間)

第 4 9 条 登録の有効期間（第 5 3 条の規定により更新の登録を受けた場合及び第 5 5 条の規定により再登録を受けた場合を除く。）は、講習の課程を修了した日から 5 年を経過した日の属する年度の 3 月 3 1 日までの期間とする。

2 第 5 3 条の規定により更新の登録を受けた場合における当該登録の有効期間は、更新前の登録の有効期間満了の日から 5 年後の 3 月 3 1 日までの期間とする。

3 第 5 5 条の規定により再登録を受けた場合における当該再登録の有効期間は、講習の

課程又は更新レポートの課程を修了した日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間とする。

4 登録は、有効期間の満了によりその効力を失う。

(登録事項変更等の届出)

第50条 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、第47条に規定する登録事項について変更があった場合においては、30日以内に、その旨を会長に届出るものとする。

2 登録者は、第48条(第1号及び第5号を除く。)に掲げる基準に適合しなくなった場合においては、30日以内に、その旨を会長に届け出るものとする。

3 登録者が成年被後見人若しくは被保佐人となったときは、それぞれ後見人又は保佐人は、30日以内にその旨を会長に届け出るものとする。

(死亡等の届出)

第51条 登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失そうの届出義務者は、死亡又は失そう宣告の日から30日以内に、その旨を会長に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第52条 会長は、次のいずれかの場合には、当該登録者の登録を抹消するものとする。

一 第48条第1号から第4号のいずれかに該当することとなったとき。

二 登録の有効期間が満了したとき。

三 前条の規定に該当する事項が判明したとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき。

2 会長は、登録者が登録簿の記載事項に変更を生じた場合において、正当な理由がなく30日以内にその届出を怠ったとき、その登録を抹消することができる。

3 会長は、登録者が、その業務に関し不誠実な行為をしたときは、制度委員会の意見を聴いて、その登録を抹消することができる。

4 会長は、登録を抹消したときは、遅滞なく、その理由を付してその旨を当該登録を抹消された者に通知するものとする。

第2章 更新の登録及び再登録

(更新の登録)

第53条 更新の登録を受けようとする者は、会長が別に定める期間内に第44条に基づき更新の登録の申請を行わなければならない。

2 前項の規定により、更新の登録を受けようとするものは、会長が別に定める期間内に協会の実施する更新講習又は更新レポートの課程を修了しなければならない。

(更新の登録の案内)

第54条 会長は、あらかじめ、登録者に、更新の登録に関し必要な事項について周知させるものとする。

(再登録)

第55条 登録の有効期間が満了したことにより登録が抹消された者（登録が抹消された日以降において第48条第1号から第4号に該当したことの無い者に限る。）は、第44条に基づき再登録の申請を行った場合に限り再登録を受けることができる。

2 前項の規定により再登録を受けようとする者は、会長が別に定める期間内に、更新講習又は更新レポートの課程を修了しなければならない。

(再登録の案内)

第56条 会長は、登録の有効期間の満了により登録を抹消したときは、当該登録を抹消した者に再登録に関し必要な事項について周知させるものとする。

第3章 登録証の交付等

(登録証の交付)

第57条 会長は、登録者に建築仕上診断技術者登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録証の再交付)

第58条 登録者は、次のいずれかに該当する場合には、登録証の再交付を申請することができる。この場合において、再交付を申請する者は必要な事項を記載した再交付申請書（様式は、会長が別に定める。）を提出するとともに、会長が別に定める手数料に消費税額を加えた金額を納入するものとする。

- 一 登録証の記載事項に関して変更があった場合。
- 二 登録証を汚染した場合。
- 三 登録証を失った場合。

2 会長は、前項に規定による申請があったときは、遅滞なく、登録証を再交付するものとする。

3 登録者は、第1項第1号又は第2項の規定に該当する場合において登録証の再交付を

申請するときは、その登録証を添付するものとする。

4 登録者は、第1項第3号に該当する場合において登録証の再交付を申請した後、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを会長に返納しなければならない。

(登録証の返納)

第59条 会長は、登録を抹消した場合においては、遅滞なく、その登録証を返納させるものとする。

(登録証明書の発行)

第60条 会長は、次に掲げる場合においては、登録者が登録を受けている旨の証明書(様式は会長が別に定める。)を発行することが出来る。この場合において、会長は、当該証明書の発行を求める者に対して会長が別に定める手数料に消費税額を加えた金額を納付させるものとする。

- 一 当該登録者から求めがあったとき。
- 二 当該登録者以外の者から求めがあった場合において、会長が特に必要と認めるとき。

(登録台帳の閲覧)

第61条 登録台帳は、一般の閲覧には供しないものとする。

(登録者名簿)

第62条 会長は、登録者に係る登録番号、氏名、業務実施都道府県、その他の事項を記載した建築仕上診断技術者登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 前項の登録者名簿に記載するその他の事項は会長が別に定める。
- 3 前項の事項の登録者名簿への記載にあたっては、あらかじめ、当該登録者の承諾を得ることとし、承諾がない場合は記載しないものとする。
- 4 前3項による登録者名簿の作成及び閲覧に関する事項については、第17条の講習の案内、第54条の更新登録の案内及び第56条の再登録の案内に際し、明示するものとする。

第4章 登録手数料等

(登録手数料)

第63条 登録手数料の金額は、会長が別に定める。

(登録手数料等の納付)

第64条 登録を受けようとする者は、第63条に規定する登録手数料に消費税額を加えた金額を登録手数料等として納付するものとする。

2 前項の払込に要する費用は、登録申請者の負担とする。

(登録手数料等の返還)

第65条 収納した登録手数料等は、第46条第3項のただし書きに規定する場合を除き返還しない。

第4編 更新講習

第1章 更新講習の方法等

(更新講習の方法)

第66条 更新講習はテキストによる講義等により行う。

2 更新講習は、診断に関する新技術水準に対応するため、診断の技術及び法規に関する必要な知識について行う。

3 前2項に規定するもののほか、更新講習の実施形式、分野その他更新講習の方法については、会長が別に定める。

4 前項のうち、分野等重要な事項は認定委員会の意見を聴くものとする。

(更新講習の開催回数)

第67条 更新講習は、毎年度1回以上行う。

(更新講習の開催日数)

第68条 更新講習は、毎回1日とする。

(更新講習の開催場所)

第69条 更新講習は、全国2カ所以上で行う。

(更新講習実施計画)

第70条 会長は、更新講習の日時、講習地、更新講習受講申し込みの受付方法及び受付期間その他講習の実施に関する事項を定めた更新講習実施計画を作成するものとする。

(更新講習の案内)

第71条 会長は、更新講習実施計画を定めたときは、速やかに、更新講習実施計画のうち必要な事項について周知するため、更新講習案内書を作成し更新の登録又は再登録を受けようとする者に配布する。

第2章 更新講習受講申込書の受付等

(更新講習受講申し込み)

第72条 更新講習を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し写真その他必要な書類を貼付した更新講習申込書(書式は会長が別に定める。)を提出しなければならない。

2 更新講習受講申込書には、希望更新講習日時及び希望更新講習地を記載させるものとする。

(更新講習受講申込書の受付)

第73条 更新講習受講申込書は、原則として、郵送により受け付ける。

(更新講習受講申込書の審査、受理)

第74条 更新講習受講申込書を受け付けたときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

一 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること。

二 第86条に規定する更新講習受講手数料等の納付がなされていること。

2 前項の審査は、更新講習受講申込書により行うものとする。

3 第1項の場合において更新講習受講申込書に不備を認めるときは補正させる。ただし、補正の余地のないときは受理できない理由を説明して更新講習受講手数料等を更新講習受講申込者に返還する。

4 前項の場合において、更新講習受講手数料等を返還するときは、会長は、更新講習受講資格の審査に係る費用及び更新講習受講手数料等の返還に係る費用に相当する金額を控除する。

5 前2項の細目は、会長が別に定める。

(更新講習受講申込書の処理)

第75条 会長は、更新講習受講申込書を受理したときは、速やかに、次の処理を行うものとする。

一 更新講習の期日、会場及び受講番号を確定する。

二 受講票を交付する。

2 前項の更新講習の期日及び会場は、原則として、第72条第2項による希望更新期日及び希望更新講習地に基づくものとする。ただし、一の更新講習期日及び更新講習地に受講を希望する者が過度に集中した場合又は極端に少ない場合は、会長は、別に定める方法により処理することができる。

(更新講習の期日等の変更)

第76条 更新講習の期日及び会場の変更は、原則として認めない。

第3章 更新講習の実施等

(講師)

第77条 会長は、更新講習の講義を行わせるため、更新講習科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、講師としてふさわしい者のうちから、講師を選任する。

(更新講習会場の運営)

第78条 会長は、更新講習の実施に当たって、更新講習を厳正、かつ、円滑に行うため、総括講習監理員及び講習監理員を選任し、各更新講習会場に配置する。

2 総括講習監理員は、更新講習会場の最高責任者として一切を指揮し、責任を持って更新講習の実施を監理する。

3 講習監理員は、更新講習会場における更新講習の実施、受講者の出席状況の管理を行う。

(更新講習に関する一般事項)

第79条 更新講習においては、当該更新講習に係る受講票を提示しない者は、受講することができない。ただし、総括講習監理員から受講票の再発行を受けた場合にはこの限りでない。

(更新講習中に関する事項)

第80条 総括講習監理員は、更新講習において不正行為のあった者に対しては、受講を中止させ退場させる。

2 総括講習監理員は、前項の他、更新講習会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受講者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

第4章 講習更新委員会（削除）

第81条 削除

第5章 更新講習修了者の決定等

（更新講習修了者の決定）

第82条 更新講習修了者の決定は、講義の出欠状況に基づいて行う。

（更新講習修了者の通知）

第83条 更新講習の修了者は、原則として、更新講習会場において本人に通知する。

（受講者の不正行為に対する措置）

第84条 会長は、不正の方法により更新講習を受け又は請けようとする者に対して、当該更新講習を受けることを禁じ、又はその修了を向こうとすることができる。

第6章 更新講習受講手数料等

（更新講習受講手数料）

第85条 更新講習の受講手数料の金額は、会長が別に定める。

（更新講習受講手数料等の納付）

第86条 更新講習を受けようとする者は、前条の更新講習受講手数料に消費税額を加えた金額を更新講習受講手数料等として納付するものとする。

2 前項の払い込みに要する費用は、更新講習受講申込者の負担とする。

（更新講習受講手数料等の返還）

第87条 収納した更新講習受講手数料等は、原則として次に掲げる場合を除き返還しない。

- 一 第74条第3項に規定する場合
- 二 協会の責に帰すべき事由により更新講習を受けることができなかつた場合

第7章 更新レポート

(更新レポート方式)

第88条 更新レポート方式の申込者の受付、審査、受理、申込書の処理、手数料の納付等は、更新講習の規定を準用する。

2 更新レポート方式の申込者には、受講票にかえて、更新講習テキスト及びレポートの課題を交付する。

3 更新レポートの課題、審査方法及び修了者の決定方法並びにその他必要な事項は、会長が別に定める。

4 会長は、前項の決定を行うときは、あらかじめ、講習委員会の意見を聴くものとする。

5. 削除

第5編 雑則

(秘密の保持)

第89条 協会役員等又はこれらの職のあった者は、資格者事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(天災等の際の措置)

第90条 天災その他の事由が発生したときの講習等の実施についての細目は、あらかじめ、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の保存)

第91条 保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適当な方法により保存しなければならない。

(建築仕上診断技術者事務の細目)

第92条 前条までに定めるものの他、建築仕上診断技術者の実務に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

1. 「第49条の3」及び「第55条」の改正は平成18年4月1日より施行する。
2. 第55条の実施は登録有効期間が平成17年度末以前の登録者には適用しない。

但し、登録の有効期間が平成17年度末の登録者については、登録が抹消された日から1年以内に更新の再登録の手続きを行った場合に限り再登録を受けることができる。なお、この場合の登録の有効期間は、抹消前の登録の有効期間満了の日から5年後の3月31日までの期間とする。

附則

1. 本要領は、平成26年4月1日より施行する。
2. 会長は、第3条第2項の規定にかかわらず、建築仕上診断に関する専門的な知識及び技術を有する者で講習の修了によって登録することが適当でないと認める者については、講習の受講を要件とせずに、認定委員会の意見を聴き、建築仕上診断技術者の称号を付与することができる。
3. 会長は、前項により称号を付与した建築仕上診断技術者の更新登録については、更新講習の受講又は更新レポートの提出を要件とせずに、認定委員会の意見を聴き、これを行うことができる。
4. 会長は、第35条第1項の修了考査答案の採点結果により修了が認められなかった者については、同項の規定にかかわらず、次年度1回に限り、修了考査のみ受験して修了考査答案の採点結果が合否判定基準を満たす場合、認定委員会の意見を聴き、講習を修了したものと見なすことができる。この場合、協会が修了考査の受験に関し、収納する額は会長が別に定める手数料に消費税額を加えた金額とする。
5. 会長は、第35条第1項の規定にかかわらず、別表1の受講資格区分(5)の者については、第35条第1項の講義出席状況又は修了考査答案の採点結果のいずれかが合否判定の基準を満たす場合は、認定委員会の意見を聴き、建築仕上診断技術者として登録することができる。

別表 1

受講資格

(1) 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、2級施工管理技士（建築又は仕上げ）、特殊建築物調査資格者の資格のいずれかを有し、かつ、外壁又は防水の施工時の検査又は診断（注1参照）の実績を5件以上有する者。

(2) 4年制大学、短期大学、工業高等専門学校、工業高等学校の建築系学科（注2，3参照）のいずれかを卒業した者で、かつ、次のいずれかに該当する者。（各種学校、高等専門学校、専門学校は該当しない）

①外壁又は防水の施工実務及び診断実務の経験年数（注4参照）を5年以上有するとともに診断（注1参照）の実績を10件以上有する者。

②外壁又は防水の診断実施（注4参照）の経験年数を5年以上有するとともに診断（注1参照）の実績を10件以上有する者。

(3) 上記(1)、(2)以外の者については、次のいずれかに該当する者。

①外壁又は防水の施工実務及び診断実施の経験年数（注4参照）を8年以上有するとともに診断（注1参照）の実績を10件以上有する者。

②外壁又は防水の診断実施（注4参照）の経験年数を8年以上有するとともに診断（注1参照）の実績を10件以上有する者。

(4) 認定委員会が特に認めた者。（注5参照）

(5) 過去に「建築仕上診断技術者」の資格を取得し、更新登録をせず登録が抹消となった者

注1) 外壁又は防水の診断とは、外壁又は防水の劣化等を調査、測定し、測定したデータの分析・評価するとともに、報告書を作成する一連の行為を言う。

注2) 建築系学科とは、「建築学科」、「建築第2学科」、「建築科」、「建築工学科」、「建設学科」、「建設工学科」を言い、これらに類似の学科については(4)による。

注3) 職業訓練大学校（長期指導員訓練課程又は専門課程）建築学科、職業訓練短期大学校（特別高等訓練課程、専門訓練課程又は普通課程）の建築学科についても(2)に準じるものと認める。

高等学校卒業後、職業能力開発促進法による職業訓練施設（職業訓練短期大学校を除く。）（高等訓練課程、専門訓練課程又は普通課程）の建築学科についても(2)に準じるものとする。

注4) 外壁又は防水の施工実務とは、外壁工事又は防水工事の計画、実施、管理、検査の全部又は一部に係る実務を言う。

又、外壁又は防水の診断実務とは、外壁又は防水の劣化等を調査、測定し、測定したデータを評価するとともに、報告書を作成する一連の行為を言う。

注5) (1)に掲げる資格以外の資格を有する者で(2)又は(3)に該当しない者の実務

経験年数又は診断実務については、その資格の要求する知識及び技能を勘案して、認定委員会が決定する。